

奥能登広域圏事務組合警防規程

奥能登広域圏事務組合消防本部

奥能登広域圏事務組合警防規程

平成 21 年 4 月 1 日
消防本部訓令第 7 号

改正 平成 21 年 10 月 1 日消防本部訓令第 14 号
平成 22 年 3 月 26 日消防本部訓令第 1 号
平成 28 年 4 月 1 日消防本部訓令第 12 号
平成 29 年 9 月 28 日消防本部訓令第 3 号
令和 3 年 4 月 1 日消防本部訓令第 3 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	警防業務
第 1 節	警防体制（第 3 条—第 5 条）
第 2 節	火災防ぎょ計画（第 6 条—第 9 条）
第 3 章	警防活動
第 1 節	警防活動体制（第 10 条—第 32 条）
第 2 節	救急救助（第 33 条—第 35 条）
第 3 節	水防活動（第 36 条・第 37 条）
第 4 節	地震時の活動（第 38 条）
第 5 節	航空機災害時の活動（第 39 条）
第 6 節	国民保護活動（第 40 条）
第 7 節	活動報告（第 41 条）
第 8 節	警防活動検討会（第 42 条）
第 4 章	招集（第 43 条—第 48 条）
第 5 章	警備（第 49 条—第 54 条）
第 6 章	指令（第 55 条・第 56 条）
第 7 章	雑則（第 57 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、奥能登広域圏事務組合消防の行う警防業務及び警防活動について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 警防業務 警防調査、警防査察及び火災防ぎょ計画の作成その他警防活動を円滑に実施するための業務をいう。
- （2） 警防活動 火災その他の災害又は事故（以下「火災等」という。）が発生した場合の被害を最小限度にとどめるために消防が行う活動をいう。
- （3） 非常災害 大規模な火災等の災害による非常事態が発生し又は、発生するおそれがある場合において、特別な警防活動を必要とするものをいう。

(4) 武力攻撃 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に言う武力攻撃事態等をいう。

(5) 警防調査 地利、水利、避難所及び消防対象物の実態を把握するために行う調査をいう。

(6) 警防査察 火災等の発生時における警防活動に備え、消防対象物の状況を把握するために行う査察をいう。

第 2 章 警防業務

第 1 節 警防体制

(安全管理)

第 3 条 火災等の災害現場における安全管理は、奥能登広域圏事務組合消防安全管理規程（昭和 60 年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令第 20 号）によるものとする。

(関係機関等の連絡)

第 4 条 署長は、必要があると認めるときは、関係機関、消防対象物の関係者等と連絡を密にし、警防活動の効果を上げるよう努めなければならない。

(警防調査)

第 5 条 署長は、警防活動の効率的運用をはかるため、所属職員に警防調査を実施させるものとする。

第 2 節 火災防ぎょ計画

(火災防ぎょ計画の作成)

第 6 条 署長は、火災が発生した場合に人命に危険があり、又延焼拡大のおそれがある消防対象物について火災防ぎょ計画を作成するものとする。

2 前項の火災防ぎょ計画を作成しなければならない消防対象物は必要に応じて定めておくものとする。

3 火災防ぎょ計画は特殊建築物火災防ぎょ計画（様式第 1 号）及び危険物等火災防ぎょ計画（様式第 2 号）とする。

(火災防ぎょ計画の提出)

第 7 条 署長は、前条に規定する火災防ぎょ計画を作成して消防長に提出し、承認を受けるものとする。これを変更した場合も同様とする。

(火災防ぎょ計画の周知)

第 8 条 署長は、火災防ぎょ計画を職員の研修資料とするとともに、火災防ぎょ活動に最大の効果を発揮するよう計画内容を職員に周知徹底するものとする。

(警防査察)

第 9 条 署長は、火災防ぎょ計画を策定するため所属職員に警防査察を実施させるものとする。

第 3 章 警防活動

第 1 節 警防活動体制

(警防活動の原則)

第 10 条 警防活動は、被害の軽減を目的とし、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 人命救助を優先した活動とすること。

(2) 火災防ぎょ計画に基づく活動とすること。

(火災防ぎょ活動の原則)

第 11 条 火災防ぎょ活動は延焼防止を主眼として、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 先着隊は火災及び気象の状況等を的確に判断し、延焼危険の大きい方面に部署し、包囲体形を執るものとする。

(2) 出動隊は、消防活動中相互に連携を密にし、統制のある行動を行うものとする。

(3) 活動に当たっては、破壊、汚損及び水ぬれによる損害の軽減に努めるものとする。

(管区)

第 12 条 組織的な警防業務及び警防活動を遂行するため管区を設定する。

2 前項の管区に地区を設定し、管区及び地区は別に定めるものとする。

(消防部隊の編成)

第 13 条 消防部隊は、消防分隊、特殊車分隊、救助隊、救急分隊その他の車両隊（以下「消防分隊等」という。）をもって編成し、また小隊並びに消防分隊等は次に掲げる基準により編成するものとする。

(1) 消防分隊等は、分隊長以下所要の隊員と分隊に必要な資機材を装備した車両 1 台をもって編成し、分隊長は消防士長以上の者をもって充てる。

(2) 小隊は 2 分隊以上をもって編成し、小隊長は消防司令又は消防司令補の者をもって充てる。

(消防部隊の出動)

第 14 条 消防分隊等は、消防指令センターの指令により出動する。

2 駆け込み通報又は火災等の発生を覚知し、緊急に行動する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、消防指令センターへその事態を通報して出動する。

(特別出動)

第 15 条 緊急消防援助隊運用要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号）及び石川県消防広域応援協定に基づく出動とする。

2 消防長は、火災等の状況により消防分隊等を出動可能な限り出動させることができる。

(現場指揮者)

第 16 条 火災等の災害現場における消防分隊等の指揮者（以下「現場指揮者」という。）は所轄署長（以下「署長」という。）をもって充てるものとし、夜間等において署長が現場に到着するまでの間は、所轄署長補佐等（以下「当務司令」という。）をもって充てる。

2 前項に規定する署長及び当務司令が伴に火災等の災害現場に到着していない場合は、所轄消防署のあらかじめ定めた上席の消防吏員が現場指揮者としてその指揮に当たるものとし、所属する者がいないときは、前任者が指揮にあたるものとする。

3 現場指揮者は、火災等の現場全般の状況を速やかに把握し、これに適応するよう消防分隊等を配置する。

(警防本部の設置)

第 17 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警防本部を設置するものとする。

(1) 非常災害において、平常時の態勢で対処できないとき。

(2) 2 以上の消防署の管轄区域に及ぶ火災が発生したとき。

(3) 前 2 号に掲げるほか、必要と認めるとき。

(警防本部の編成及び任務)

第 18 条 警防本部は、本部長、副本部長のほか、総務、警防、情報連絡の各班で編成する。

2 本部長は消防長、副本部長は消防本部次長とし、次長を置かない場合は警防課長をもって充てる。

3 第1項に規定する班の任務は、別表1のとおりとする。

(現場指揮所の設置)

第19条 署長は、火災等の災害現場で指揮統制上必要と認めるときは、現場指揮所を設置するものとする。

2 警防本部が設置された場合は、前項に規定する現場指揮所は警防本部の指揮下に入るものとする。

(現場指揮所の位置)

第20条 現場指揮所は、火災等の災害現場並びに周囲の状況を的確に把握でき、指示命令、報告及び情報の収集に便利な位置に設け、現場指揮旗又は標示灯を掲げ、その位置を明示するものとする。ただし、必要に応じて消防署内に設置することができる。

(現場指揮所の編成)

第21条 現場指揮所は統括指揮者、指揮要員その他所要の消防吏員をもって編成する。

2 統括指揮者は、署長をもって充てる。

3 指揮要員は、当務司令をもって充てる。

(現場指揮所の任務)

第22条 現場指揮所は、次に掲げる任務を行う。

(1) 関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 災害活動方針の決定に関すること。

(3) 消防分隊等の指揮運用に関すること。

(4) 災害現場の活動状況の把握に関すること。

(5) 避難の勧告、指示に関すること。

(6) その他警防上必要事項

(指揮宣言及び指揮権の移行)

第23条 警防本部又は現場指揮所を設置したときは、本部長又は統括指揮者は、消防部隊に対して指揮権を明確にする宣言をしなければならない。

2 指揮権は、前項の宣言をもって移行する。

(消防警戒区域の設定)

第24条 現場指揮者は、消防警戒区域を設定する必要があると認めるときは、次により消防警戒区域を設定し、区域内からの住民の退去等必要な措置をとらなければならない。

(1) 消防警戒区域は、住民等の行動が消防活動に支障を及ぼすおそれがある範囲及び二次的災害が発生するおそれのある範囲とすること。

(2) 警戒区域には、資機材を用いて設定区域を標示し、必要箇所には、警戒人員を配置すること。

2 現場指揮者は、前項の規定により設定した警戒区域を災害などの推移に応じて拡大し、縮小し、又は解除しなければならない。

3 現場指揮者は、必要に応じて警戒区域の設定及び警戒人員の配置について、警察官に協力を求めることができる。

(火災警戒区域の設定)

第 25 条 現場指揮者は、可燃性ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散等により火災警戒区域を設定する必要があると認めるときは、前条の規定を準用して迅速に火災警戒区域を設定し、災害広報を行うとともに、区域内における火気の使用禁止、住民等に対する避難指示、火災警戒区域への進入禁止その他の必要な処置をとり二次的災害発生の防止に努めなければならない。

(活動妨害等に対する措置)

第 26 条 消防吏員は、火災等の災害現場にある一般住民等が、消防活動の妨害し、若しくは妨害となるおそれのあるとき、又は現場の状況が危険であると認めるときは、当該現場から退去させる等必要な措置をとるものとする。

(住民等の協力)

第 27 条 消防吏員は、火災等の災害現場にある一般住民等を消防作業に協力させる場合は、延焼拡大による危険が著しい場合又は人命救助の必要性が切迫している場合で、当該住民等の協力によらなければ危険の排除又は人命救助ができないときに限るものとする。

(現場報告)

第 28 条 小隊長及び分隊長は、火災又は災害の状況把握及び消防活動上必要な情報を収集し、これを統括指揮者に報告しなければならない。

2 統括指揮者は、小隊長及び分隊長からの報告、各種情報等に基づき、的確な判断を下して部隊を運用し、警防本部が設置されたときは、状況を警防本部長に報告しなければならない。

(火勢鎮圧及び鎮火の決定)

第 29 条 署長は、火勢鎮圧及び鎮火を認定し、これを決定するものとする。

2 署長は、前項に定める決定をしたときは、速やかに消防長へ報告するものとする。

(残火処理)

第 30 条 残火処理は、署長の指定した消防分隊が行うものとする。

2 署長は、再燃を防止し、又は市民の不安を除くため、消防分隊を指定して残火処理を行わせるものとする。

3 残火処理に従事する消防分隊は、現場保存に留意しなければならない。

(現場引揚げ)

第 31 条 火災等の災害現場からの引揚げは、署長の指示により行うものとする。

2 各分隊長は、人員及び機械器具を点検し、署長に異常の有無を報告し、引き揚げるものとする。

3 出動隊は、帰署後、速やかにホースの積載、燃料等の補給及び機械器具の点検整備を行い、次の出動態勢を執るものとする。

(人命救助)

第 32 条 人命検索は、火災防ぎょ活動の中で最優先とし、おおむね次に定めるところによるものとする。

(1) 現場到着と同時に、当該消防対象物の関係者及び現場付近に在る者から直ちに情報を収集し、要救助者の有無を確認すること。

(2) 火災により人命に著しく危険を及ぼすおそれのある消防対象物は、前号の規定にかかわらず、直ちに検索を開始すること。

(3) 2人1組とし、隊員相互に協力して行うこと。

(4) 同一場所の重複検索を避け、効率的に行うこと。

2 救出活動は、確実、安全及び迅速を原則とし、おおむね次に定めるところによるものとする。

(1) 消防分隊等は、救助隊と連携を密にし、状況に応じ臨機応変に行動し、救助効果を上げること。

(2) 各級指揮者は、隊員の体力、気力及び救助技能等を考慮し、的確な救助方法を命ずること。

(3) 要救助者の数、老若、性別、救助場所及び傷病の有無を判断し、緊急度の大きい順から救出すること。

(4) 火災及び周囲の状況並びに建築物の構造、用途、階数等を考慮し、救出方法を選定すること。

(5) 屋内進入する場合は、必ず緊急脱出の方法を確保し、二次的災害の防止を図ること。

第2節 救急救助

(救急業務)

第33条 救急業務については、奥能登広域圏事務組合救急業務規程（昭和52年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令第8号）による。

(救助業務)

第34条 救助業務については、奥能登広域圏事務組合救助業務規程（平成21年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令第8号）による。

(水難救助業務)

第35条 水難救助業務については、奥能登広域圏事務組合水難救助業務規程（平成21年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令第9号）による。

第3節 水防活動

(河川等の巡視)

第36条 署長は、洪水、高潮のおそれがあるときは、水防活動の要否等を判断するため、消防分隊等を出動させ、状況を把握するものとする。

2 署長は、前項の規定により状況把握した結果を直ちに消防長に報告するものとする。

(水防配備)

第37条 水害が発生し、又は発生が予想される場合の水防配備は、石川県水防計画及び各市町地域防災計画並びに水防計画の定めるところによるものとする。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第38条 地震発生時の警防活動は、奥能登広域圏事務組合地震災害行動計画（平成6年消防本部訓令第46号）に基づき実施する。

第5節 航空機災害時の活動

(航空機災害時の活動)

第39条 航空機災害時の警防活動は、奥能登広域圏事務組合航空機災害行動計画（平成21年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令第11号）に基づき実施する。

第6節 国民保護活動

(国民保護活動)

第40条 武力攻撃における国民保護活動は各市町の国民保護計画の定めるところによるほか、消防本部並びに消防署における国民保護活動は別に定める。

第7節 活動報告

(活動報告)

第 41 条 署長は、火災等の出動を行ったときは、その活動の種別に応じて、火災速報（様式第 3 号）、災害速報（様式第 4 号）、火災活動報告書（様式第 5 号）、隊別火災活動報告書（様式第 6 号）、災害活動報告書（様式第 7 号）、隊別災害活動報告書（様式第 8 号）を速やかに作成し、消防長に報告するものとする。

第 8 節 警防活動検討会

(警防活動検討会)

第 42 条 消防長又は署長は、事後の警防活動に資するため必要があると認める警防活動について関係者を招集して検討会を実施し、将来における警防施策に資するものとする。

第 4 章 招集

(非常災害、警戒の職員招集)

第 43 条 消防長又は署長は、非常災害の防除または防ぎよ及び警戒のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分により職員を招集するものとする。

(1) 全員招集 非番職員（週休者及び勤務時間外の毎日勤務者を含む。以下同じ。）の全員を招集するもの

(2) 所属別招集 消防署及び分署の所属別に非番職員を招集するもの

(3) 一部招集 非番職員の一部を招集するもの

(非常災害、警戒の団員招集)

第 44 条 署長は、非常災害の防除または防ぎよ及び警戒のため必要があると認めるときは、災害地の所轄消防団長に団員の招集を要請する。

(通常災害の職員招集)

第 45 条 署長は、非常災害、警戒以外の場合において警防活動のため必要があると認めるときは、所用の職員を招集する。

(通常災害の団員招集)

第 46 条 署長は、非常災害、警戒以外の場合において警防活動のため必要があると認めるときは、所轄消防団長に所用の団員の招集を要請する。

(職員の参集)

第 47 条 職員は、第 43 条又は第 45 条の規定により招集を受けたときは、速やかに所属の消防署、分署（消防本部に勤務するものにあつては消防本部）又は指定された場所に参集しなければならない。

2 職員は、非常災害が発生するおそれがあるとき、又は発生を知ったときは招集を待つことなく所属の消防署、分署（消防本部に勤務するものにあつては消防本部）又は指定された場所に参集し上司の指示を受けなければならない。

(招集計画)

第 48 条 署長は、職員の招集が迅速かつ的確に行われるようあらかじめ通常災害時及び非常災害時における招集計画を定めなければならない。

2 署長は、団員の招集が迅速かつ的確に行われるようあらかじめ通常災害時及び非常災害時における招集計画を所轄消防団長と協議しておかななければならない。

第 5 章 警備

(警備)

第 49 条 警備は、消防長又は署長が必要に応じ次の区分により実施するものとする。

(1) 特別警備 火災警報が発令されたとき、又は異常気象時、年末年始、祭礼及び催物等に際し必要とするとき。

(2) 非常警備 非常災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、警備を必要とするとき。

(警備時の措置)

第 50 条 消防長又は署長は、警備態勢に入ったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 招集により参集した職員をもって直ちに消防分隊等の編成をすること。

(2) 機械器具及び資材の点検整備をすること。

(3) 職員を警備にあたらせるとともに、情報の収集を行うこと。

(4) 出火防止等のため、広報活動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

(警備指揮所の設置)

第 51 条 署長は、警備上必要と認めるときは、警備指揮所を設置するものとする。

2 警防本部が設置された場合は、前項に規定する警備指揮所は警防本部の指揮下に入るものとする。

(警備指揮所の位置、編成及び任務)

第 52 条 警備指揮所の位置、編成及び任務は第 20 条、第 21 条、第 22 条の規定を準用するものとする。

(指揮宣言及び指揮権の移行)

第 53 条 警備指揮所を設置したときの指揮宣言及び指揮権の移行は、第 23 条の規定を準用するものとする。

(状況報告)

第 54 条 署長は、警備をすべき事態が発生した場合、直ちにその状況を消防長に報告するものとする。

2 署長は、警備時に講じた措置について必要に応じて消防長に報告するものとする。

第 6 章 指令

(出動指令の原則)

第 55 条 消防指令センターは、警防活動を要する事態の通報を受けたときは、直ちに出動を指令する。

(1) 出動指令は、警防活動を要する災害の種類により、火災、救急、救助及びその他に区分する。

(2) 前号の規定による区分（以下「災害種別」という。）に応じて出動種別を定め、その種別及び内容については、別表 2 のとおりとする。

(3) 災害種別及び出動種別に応じて出動区分を定め、その区分及び内容については、別表 3 のとおりとする。

(4) 出動指令は、出動計画により行うものとする。

(5) 前号の出動計画及び出動計画における出動基準は、別に定めるものとする。

(特定出動指令)

第 56 条 火災、救急及び救助の出動は原則として出動計画によるものとするが、署長及び当務司令は必要に応じて消防分隊等を増減して出動させることができる。

2 その他の火災及びその他の出動は建物火災に準じるものとするが、署長及び当務司令は必要に応じて消防分隊等を増減して出動させることができる。

第 7 章 雑則

(雑則)

第 57 条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 10 月 1 日消防本部訓令第 14 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日消防本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 2 日消防本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日消防本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 28 日消防本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日消防本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第18条関係）

班別	任務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用機器、資機材等の調達確保に関する事 ・職員非常招集及び応援消防隊の編成に関する事 ・応援要請に関する事 ・消防広報に関する事 ・他の班に属しない事項 ・その他必要な事項
警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・災害活動方針の決定に関する事 ・消防分隊等の指揮運用に関する事 ・現場指揮所及び災害現場の活動状況の把握に関する事 ・避難の勧告、指示に関する事 ・その他警防上必要事項
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の被害情報の収集、伝達に関する事 ・災害情報の記録、保管に関する事 ・その他警防上必要な情報の収集、伝達に関する事

別表 2 (第 55 条関係)

災害区分表

災害(通報)区分表

警防規程上の名称			指令システム上の名称 (全角 4 文字以内)			内容	
災害 区分	通報種別	災害種別	災害 区分	通報 種別	災害 種別		
火災	建物火災	一般建物 火災	火災	建物火災	一般建物	中高層、防火対象物及び危険物施設の火災を除いた建物火災の出動	
		中高層建物 火災			中高層	4階建て以上の建物火災の出動	
		防火対象物 火災			防火対象	消防法施行令別表第(一)に掲げる防火対象物のうち、別に定める建物火災の出動	
		危険物施設 火災			危険物	危険物施設を複数有する事業所、危険物給油取扱所、危険物製造所等の危険物施設及び危険物仮貯蔵所並びに仮取扱所火災の出動	
	林野火災	林野火災		林野火災	林野火災	林野又は原野火災の出動	
	車両火災	車両火災		車両火災	車両火災	車両火災	トンネルにおける車両火災及びタンクローリーの火災を除いた車両火災の出動
		トンネル 火災		トンネル		トンネルにおいて発生した車両火災の出動	
		タンクロー リー火災		ローリー		危険物移動タンク貯蔵所(タンクローリー)火災の出動	
		列車火災		列車火災		列車火災の出動	
	船舶火災	船舶火災		船舶火災	船舶火災	船舶火災の出動	
	航空機 火災	航空機火災 (空港内)		航空機火災 (空港外)	航空機	空港内	奥能登広域圏事務組合航空機災害行動計画に係る火災の出動
		空港外				空港外	空港内以外の航空機火災の出動

	その他の 火災	集積場火災 その他火災		他火災	集積場 他火災	集積場火災の出動 上記火災以外の火災の出動	
救急	救急	火災	救急	救急	火災	火災に関する救急出動	
		自然災害			自然災害	自然災害に関する救急出動	
		水難			水難	水難事故に関する救急出動	
		交通			交通	交通事故に関する救急出動	
		労働災害			労働災害	労働災害に関する救急出動	
		運動競技			運動競技	運動競技に関する救急出動	
		一般負傷			一般負傷	一般負傷に関する救急出動	
		加害			加害	加害に関する救急出動	
		自損行為			自損行為	自損行為に関する救急出動	
		急病			急病	急病に関する救急出動	
		転院搬送			転院搬送	転院搬送に関する救急出動	
		医師搬送			医師搬送	医師搬送に関する救急出動	
		資器材搬送			資器材搬	資器材搬送に関する救急出動	
		その他救急			他救急	上記救急以外の救急出動	
	救命救急	救命救急	火災	救命救急	救命救急	火災	火災に関する救命救急出動
			自然災害			自然災害	自然災害に関する救命救急出動
			水難			水難	水難事故に関する救命救急出動
			交通			交通	交通事故に関する救命救急出動
			労働災害			労働災害	労働災害に関する救命救急出動
			運動競技			運動競技	運動競技に関する救命救急出動
一般負傷			一般負傷			一般負傷に関する救命救急出動	
加害			加害			加害に関する救命救急出動	
自損行為			自損行為			自損行為に関する救命救急出動	
急病			急病			急病に関する救命救急出動	

		転院搬送		転院搬送	転院搬送に関する救命救急出動
		医師搬送		医師搬送	医師搬送に関する救命救急出動
		資器材搬送		資器材搬	資器材搬送に関する救命救急出動
		その他救命救急		他救命	上記救命救急以外の救命救急出動
警戒	警戒	地震警戒	警戒	地震警戒	地震、津波に関する警戒又は活動が必要な場合の出動
		暴風警戒		暴風警戒	暴風に関する警戒又は活動が必要な場合の出動
		豪雨警戒		豪雨警戒	豪雨に関する警戒又は活動が必要な場合の出動
		高潮警戒		高潮警戒	高潮に関する警戒又は活動が必要な場合の出動
		氾濫警戒		氾濫警戒	氾濫に関する警戒又は活動が必要な場合の出動
		その他警戒		他警戒	上記警戒以外の警戒又は活動が必要な場合の出動
	緊急警戒	危険物漏洩事故	警戒	危険物漏	危険物漏洩事故に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動
		ガス漏洩事故		ガス漏洩	ガス漏洩事故に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動
		NBC災害		NBC	NBC災害に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動
		原子力災害		原子力災	原子力災害に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動
		電気事故		電気事故	電気の事故や電気施設等で発生した災害に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動
		トンネル通報		トンネル	トンネル内通報設備の発報に関する緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動

		ヘリコプター支援			ヘリ支援	消防に関するヘリコプターの支援出動
		その他緊急警戒			他緊急	上記緊急警戒以外の緊急な警戒又は活動が必要な場合の出動（緊急を要する危険排除、異臭、事故対応）
救助	救助	火災	救助	救助	火災	火災に関する救助出動
		交通事故			交通	交通事故に関する救助出動
		水難事故			水難	水難事故に関する救助出動
		風水害等自然災害			風水害等	風水害等自然災害事故に関する救助出動
		機械による事故			機械	機械に関する救助出動
		建物等による事故			建物等	建物等に関する救助出動
		ガス及び酸欠、破裂事故			ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス中毒、酸素欠乏事故等に関する救助出動 ・破裂事故等に関する救助出動
その他救助	他救助	上記救助以外の救助出動				
調査	調査	発報調査	調査	調査	発報調査	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル内通報設備の発報に関する調査出動 ・自動火災報知設備等の発報に関する調査出動
		怪煙調査			怪煙調査	火災とまぎらわしい通報、怪煙（炎）の上昇に関する調査出動
		火災事後			火災事後	事後聞知の火災
		危険要因調査			危険調査	危険、危険物、異臭に関する調査出動
		行方不明者捜索			人命捜索	行方不明者捜索
		その他調査			他調査	上記調査等以外の調査出動
	応援出動	緊急消防援助隊	応援出動	緊急消防	緊急消防援助隊に関する出動	

		石川県消防 広域応援協 定			県広域	石川県消防広域応援協定に関 する出動
		近隣消防本 部応援協定			相互応援	近隣消防本部応援協定に関す る出動
		その他応援 出動			他応援	上記応援出動以外のおんげ出動
その他	その他の 通報	いたずら通 報	その他	その他	いたずら	嫌がらせが目的の通報。
		間違い通報			間違い	番号のかけ間違い又は誤操作 による通報。
		不明通報			不明	不明な通報。
		病院紹介通 報			病院紹介	緊急車両での搬送を要しない が、患者自身（家族等の運転 する車や付き添い等含む）で 医療機関へ行くこと等を目的 とした通報。
		災害問合せ 通報			災害問合せ	災害発生場所等の問合せに関 する通報。
		火災問合せ 通報			火災問合せ	火災発生場所等の問合せに関 する通報。
		救急問合せ 通報			救急問合せ	救急発生場所等の問合せに関 する通報。
		テスト通報			テスト	119番を使用した機器のテ スト（ヘルプネット等含む） による通報。
		訓練通報			訓練	消防訓練時の119番通報訓 練による通報。
		誤報通報			誤報	機器が間違って知らせること による通報。
		同報通報			同報	同一災害の通報。
		電話転送通 報			電話転送	他の消防機関に電話を転送す る必要のある通報。
その他通報	その他	上記以外の通報。				

別表3（第55条関係）

災害種別	出動種別	出動区分	内容
火災	建物火災	第1出動	初動の場合
		第2出動	(1) 住宅密集地、大規模木造建築物及び特殊対象物の火災で延焼拡大の恐れがある場合 (2) 現場指揮者から要請があった場合又は、火災が拡大し消防隊を増強する必要性が生じた場合 (3) 通報内容により必要と認めた場合
		第3出動	(1) 火災警報発令中に火災が発生し、急激な延焼拡大の恐れが生じた場合 (2) 消防長が火災防ぎょ上必要と認めた場合
	林野火災	第1出動	初動の場合
		第2出動	(1) 現場指揮者から要請があった場合又は、火災が拡大し消防隊を増強する必要性が生じた場合 (2) 通報内容により必要と認めた場合
		第3出動	(1) 火災警報発令中に火災が発生し、急激な延焼拡大の恐れが生じた場合 (2) 消防長が火災防ぎょ上必要と認めた場合
救急	すべての救急出動	第1出動	初動の場合
		第2出動	通報内容により当務司令が必要と認めた場合
		第3出動	傷病者が多数発生したときで、署長及び当務司令が必要と認めた場合
救助	すべての救助出動	第1出動	初動の場合
		第2出動	現場指揮者からの要請があった場合又は、通報内容により増強が必要と、署長及び当務司令が認めた場合

様式第 1 号 (第 6 条関係)

特殊建築物火災防ぎょ計画				年 月 日作成		整理番号	
名 称		業 態		電 話 番 号			
所 在 地		収容人員		昼 人 夜 人			
管理者氏名		建物構造		延べ面積		m ² 地下 階 地上 階	
出場予定分隊名指定				使用予定水利			
順 位	分隊名	出場種別	距離 (km)	図面 番号	水利種類	水利 番号	水量(t)・形式 管口径(mm)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
建築物 の階別 概要	階	面 積(m ²)	用 途		特記事項		
防ぎょ上の重点事項							
人命救助及び避難誘導対策							
消防活動上の有効な設備等							
消防活動上留意すべき施設・物品等の所在							
備考							

※ 建物の図面、付近見取図及び付近水利図を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

危険物等火災防ぎょ計画				年 月 日作成		整理番号	
名 称		業 態		電 話 番 号			
所 在 地				収容人員		昼 人 夜 人	
管理者氏名		消防用設備等					
出場予定分隊名指定				使用予定水利			
順位	分隊名	出場種別	距離 (km)	図面 番号	水利種類	水利 番号	水量(t)・形式 管口径(mm)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
危険物等の施設・貯蔵等の状況							
火災等の発生時における関係者の措置							
火災発生の恐れのある場所、他への延焼危険及び他からの延焼危険の有無							
防ぎよ上の重点事項							
消防活動上の必要な機材及び消火薬剤等							
備考							

※ 平面図、建物配列図及び付近水利図を添付すること。

火 災 速 報

報告日時	年 月 日 時 分
所 属	
報告者名	

事故災害種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
発生場所						
火元人	住所					
	氏名		生年月日	年 月 日生 歳		
出火日時	年 月 日 時 分		鎮圧時間	平成 年 月 日 時 分		
覚知日時	年 月 日 時 分		鎮火時間	平成 年 月 日 時 分		
放水開始 時間	署	年 月 日 時 分		類焼の有無		
	団	年 月 日 時 分				
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(氏名・性別・年齢)		死者の生じた 理 由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽 症 人				
建物の概要	構造			建築面積	m ²	
	階層			延べ面積	m ²	
焼損程度	焼損 程度	全 焼 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	
		半 焼 棟			建物焼損表面積	
		部分焼 棟			林野焼損面積	
		ぼ や 棟				
罹災世帯数	世帯		罹災人員	名		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	車両内訳		
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

災 害 速 報

		報告日時	年 月 日 時 分		
		所 属			
		報告者名			
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃				
入 電 時 刻	年 月 日 () 時 分				
発 生 場 所					
覚 知 方 法	1 火災報知専用電話(NTT回線) 2 火災報知専用電話(NTT回線以外) 3 火災報知専用電話(携帯電話) 4 加入電話(固定電話から) 5 加入電話(携帯電話から) 6 加入電話(警察から) 7 警察電話 8 駆け付け 9 自己覚知 10 その他()				
災 害 種 別					
名 称 職 業 氏 名					
災 害 の 概 要					
被 害 状 況	人 的 被 害				
	物 的 被 害				
活 動 時 刻	出 動	活動開始	活動終了	帰 署	
	時 分	時 分	時 分	時 分	

出動状況	出動車両			出動人員		
	消防署	消防団	計	消防署	消防団	計
	台	台	台	人	人	人
活動状況						
その他						
要救助者等	氏名	年齢	性別	住所	負傷程度	

様式第5号 (第41条関係)

消防長	課長	合議	係長	係	署長	副署長	分署長	合議	係長

火災活動報告書

報告者 所属 階級 氏名 印

火災番号	管内番号			火災種別	
出火情報	出火日	出火場所			管轄署
	覚知(入電)日時				指令日時
覚知情報	覚知方法			指令区分	
	活動情報			火勢鎮圧	
気象情報	天候	風速	m/s	風向	
	気温	°C	相对湿度	%	積雪 cm
	火災警報	実効湿度	%		

活動概要

No	隊名称	車両名称	指令	出動	現着	放水開始	放水終了	引揚	帰署
			人員	走行距離	走行時間	放水量	放水時間	ポンプ圧力	使用水利
1			人	km	分	m ³	分	MPa	
2			人	km	分	m ³	分	MPa	
3			人	km	分	m ³	分	MPa	
4			人	km	分	m ³	分	MPa	
5			人	km	分	m ³	分	MPa	
6			人	km	分	m ³	分	MPa	
7			人	km	分	m ³	分	MPa	
8			人	km	分	m ³	分	MPa	
9			人	km	分	m ³	分	MPa	
10			人	km	分	m ³	分	MPa	
計			人			m ³	分		

様式第6号 (第41条関係)

課長	合議	係長	係	署長	副署長	分署長	合議	係長

隊別火災活動報告書

階級

報告者 所属

隊名

氏名

印

火災番号				管内番号		
火災種別						
出火日				管轄署		
覚知(入電)日時				地域		
指令日時				地区		
出火場所						
車両種別				車両名称		
指令区分				指令		
出動				現着		
放水開始				放水終了		
火勢鎮圧				鎮火		
引揚				帰署		
隊長				機関員		
隊員 1				隊員 2		
隊員 3				隊員 4		
隊員 5				出動人員	人	
現着距離	km			帰署距離	km	
走行距離	km			走行時間	分	
ポンプ圧力	MPa			放水量	m ³	
放水関連	ノズル口径	使用ホース	放水開始	放水終了	放水時間	
	mm	本			分	
	mm	本			分	
	mm	本			分	
使用水利				その他詳細		
活動内容						
備考						

隊別火災活動報告書			
管内番号		火災場所	
出火日		覚知(入電)日時	
管轄署所		出動車両	

様式第7号 (第41条関係)

消防長	課長	合議	係長	係	署長	副署長	分署長	合議	係長

災害活動報告書

報告者 所属 階級 氏名 印

番 号			管内番号		
発生日時			出動種別		
覚知(入電)日時			出動種別詳細		
覚知(指令)日時			覚知方法		
鎮火日時			火災誤報区分		
発生場所					
発生場所区分			管轄署		
地 域			地 区		
受 付 者			通 報 者		
通報方法			通報者区分		
出動車両(署)	台		出動車両(団)	台	
出動人員(署)	人		出動人員(団)	人	
災害概要					
出動概要					
関係者	ふりがな	救急番号	住 所		関係者種別
	氏 名	年 齢	法人名・職名等		
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
備 考					

様式第8号 (第41条関係)

課長	合議	係長	係	署長	副署長	分署長	合議	係長

隊別災害活動報告書

階級

報告者 所属

隊名

氏名

印

番 号		管内番号	
発生日時		出動種別	
覚知(入電)日時		出動種別詳細	
覚知(指令)日時		覚知方法	
鎮火日時		火災誤報区分	
発生場所			
発生場所区分		管 轄 署	
地 域		地 区	
車両種別		車両名称	
入 電		指 令	
出 動		現 着	
作業開始		作業終了	
引 揚		帰 署	
隊 長		機 関 員	
隊 員 1		隊 員 2	
隊 員 3		隊 員 4	
隊 員 5			
現着距離	k m	帰署距離	k m
走行距離	k m		
活動内容			
使用資機材			
備 考			